

新型コロナウイルス感染拡大の下での全労連の取り組み

秋山 正臣

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、新自由主義に基づく経済体制を推し進めてきた世界に衝撃を与えた。加えて、リーマンショックや世界大恐慌の時代でもそうであったように、社会的弱者に破滅的な打撃を与えた。

全労連は、政府に対し、市中感染拡大の防止とともに、インバウンド・ビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、感染予防としての各種イベント事業中止、学校等の休校を契機に、景気の急激な冷え込みと雇用情勢の悪化に備えることを求め、3月3日に緊急の要請書を提出した。以後、加盟組織とも協力し、様々な対策をとってきた。

本稿では、そのとりくみを紹介するとともに、今後の課題について問題提起を行う。

1 政府に対する働きかけ

(1) 緊急事態宣言が出されるまでの取り組み

政府が新型コロナウイルスの対策本部を設置した1月30日以降、社会情勢は大きく変化した。春闘をめぐる情勢もご多分に漏れず厳しい状況となったことから、2月25日に春闘アピールを発表した。春闘では、感染拡大防止の観点から、予定していた中央行動などをすべて

中止としたが、各単産の奮闘で昨年並みの賃上げを勝ち取るなどの成果を上げた。

こうした中、政府が学校に対し休校を要請する緊急な対応がとられた。全労連は、国会で予算案が審議されていることもあり、3月3日に政府および厚生労働省に対し緊急の要請書を提出し、予算の組み替えをはじめ、労働者の生活と雇用を守ることを求めた。

全労連は、毎年春と秋に全国一斉労働相談を行っているが、今年は3月9日に予定されていた。当日は、多くの相談が寄せられ、対応できた349件中171件(49.0%)がコロナ関係の相談であった。翌3月10日には、「特措法」の審議にかかる公述人として野村事務局長が意見を述べた。

こうした状況から、緊急事態宣言が発せられる可能性が高まったことを受け、緊急経済対策などを含めた緊急要請を4月2日に財務省に提出するとともに、4月8日には政府へも提出した。

(2) 緊急事態宣言が出された下での取り組み

政府は4月7日に、東京など7都府県に対し緊急事態宣言を発した。これにより、法的に外出制限や催し物等の開催制限、医療提供体制の確保、緊急物資の輸送指示、特定物資の売り渡し要請や収容が可能とされた。さらに、感染拡大の状況が全国的に広がっているとして、4月

17日には全国を対象とする緊急事態宣言が出された。

全労連は、4月7日に「緊急経済対策の閣議決定にあたって」、翌8日には「緊急事態宣言について」とする事務局長談話を発表するとともに、4月9日に単産代表者会議を開催した。単産代表者会議では、「新型コロナウイルスの緊急事態等の措置への対応（案）」が示された。そこでは、①現況、②基本的な考え方、③強化すべき具体的な課題、④緊急事態宣言に対する対応、⑤緊急事態宣言が発令されていないところでの態勢等、⑥全労連運動の強化について議論された。その結果、当面の行動・会議などの中止・延期などが確認されるとともに、雇用悪化に対するたたかいの強化を進めることとなった。

4月18日には、弁護士など多くの人々がとりくんだ「何でも相談会」に参加し、20人体制で5時間の電話相談を行ったが、電話が1日中鳴り止まない状態となった。そうした中で350件の深刻な相談を受けた。4月24日には第3次の要請書を提出したほか、メーデーなどの行事が中止となる一方、オンライン開催としてその中継を行うため、試行錯誤しながら社会的なアピールに努めた。

社会へのアピールでは、毎月15日にとりくむディーセントワーク宣伝行動を継続してとりくんできた。4月15日に行った新宿駅西口での宣伝では、人通りがほとんどなく、客待ちのタクシーも乗客がないことから長い列を作って動かない状態であった。また、5月15日の宣伝行動では、人通りが若干戻ったものの、依然として少ない状態であったが、多くの仲間とスタンディングでアピールした。いずれの行動についても、好意的な反応があり、労働組合の活

動を知らせることができた。

また、政府が第2次の補正予算を編成する動きとなったことから、第4次の緊急要請を行うこととし、5月22日に内閣府、5月25日には厚生労働省に提出した。

(3) 緊急事態宣言が解除されてからの取り組み

政府は、5月14日に39県を、21日には京都・大阪・兵庫の3府県を、そして25日には緊急事態宣言を全面的に解除した。緊急事態宣言は解除されたが、東京では感染予防のために飲食店などに営業時間の短縮を要請する措置が継続された。また、大規模な催し物などについては、入場できる人員を定員の半数以下にするなどの措置が引き続きとられた。

国会では、第2次補正予算の編成に関する審議が行われたが、10兆円もの予備費を含むものであり、国会の審議を経ずに政府・内閣の裁量で多額の予算が支出できることから、憲法の規定を無視するものとして批判の声が大きく寄せられた。しかし政府・与党は、審議・採決を強行し、6月12日に与党の賛成多数で成立させた。

緊急事態宣言による外出制限や移動制限によって新型コロナウイルスの感染が減少したが、経済的には大きな影響を与えた。全労連では、コロナ禍だからこそ賃金、とりわけ最低賃金の引き上げが必要であるとして、6月29日に事務局長談話を発表した。また、7月8日には中央最低賃金審議会に対して意見書を提出し、地域別最賃の大幅引き上げにつながる目安を示すとともに、地域間格差の是正を図ること、そのためにも中小企業に対する支援措置が必要であることを求めた。

全労連をはじめ、緊急事態宣言の下で社会を

支えた非正規労働者などから切実な声が上げられたが、中央最低賃金審議会は7月22日に目安額を示さないという答申を決定し、主戦場は都道府県最低賃金審議会へと変わった。地方組織においても引き上げの必要性などが訴えられ、40県で1円～3円の引き上げが答申された。中央最低賃金審議会による目安が示されない中で、7都道府県が据え置きという結論となったが、地域間格差の是正を求める声が反映されたものといえる。

なお、政府に対しては、次年度予算編成などを視野に第5次となる要請書を7月1日に提出し、休業手当の支給率引き上げや雇用調整助成金の上限撤廃など雇用失業情勢の悪化が生じないよう対策を継続することのほか、行政や医療・福祉・介護などの分野における体制強化を図ることなどを求めた。

2 対策本部の設置など組織内でのとりくみ

(1) 対策本部の設置

全労連は4月6日の常任幹事会で、対策本部を設置することを確認した。対策本部は、4月12日に第1回会議が開催されることとなり、小田川議長を本部長に、野村事務局長を事務局長として常任幹事全員が本部員とされた。対策本部は、新型コロナウイルスにかかわる①情報の共有、②職場や地方・単産における対応や政府に対するたたかひの具体化、③全労連の運営などについて協議することとした。

そのため、対策本部には政策班、雇用対策班、広報班、ウェブ対策班が設置され、本部員がそれぞれ配置された。第1回の会議では、速やかに政府に対する要請を進めることを確認し

たほか、労働相談の強化を図るとともに、ウェブ会議の具体化に向けた作業を急ピッチで進めることなどを確認した。また、地方組織との懇談を行うため、ブロックごとにウェブ会議を開催するべく調整を進めることを確認した。

第2回の会議は5月12日に開催され、緊急の労働相談ホットラインを5月16日に開設することや、ブロック別のオンライン会議の準備状況などを確認した。また、5月18日に第3回の会議を開催し、第4次の政府要請書を提出することを確認し、国会閉会後に第5次となる要請書を提出するべく準備を進めることを確認した。

5月16日の労働相談ホットラインは、全都道府県でとりくまれ、電話による相談が279件寄せられた。当日は、YouTubeによる映像配信を行い、地方とも結んで雇用調整助成金の活用や地方のとりくみなどを紹介した。生配信ということであったが、当日は457人が視聴した。

ブロック別の会議は5月11日の近畿ブロックを皮切りに、同22日までにすべてのブロックとオンラインでの協議が行われた。

(2) 本部から対策連絡会への改組

全労連では、緊急事態宣言の解除が行われたことから、6月8日の対策本部会議において、本部から連絡会に改組することとした。

6月24日に開催した対策連絡会の第1回会議では、7月1日に第5次の要請書を提出することを確認した。また、労働相談の強化を図ることとして、4月に続いて「何でも相談会」をとりくむことを確認した。具体的には、8月8日と10月10日にとりくむこととした。

集会などの開催については、催事における会

場への収容人数が制限されるなどの措置が継続されたこともあり、全労連主催の集会などについて、オンラインを中心とするなどの措置を継続した。

また、第2回の会議では、各担当のとりくみについて、通常業務の中でこなすことを確認するとともに、事務局で行ってきた感染防止対策としての時差出勤について、7月末までの措置とすることを確認した。なお、在宅勤務によって生じた経費については精算を行うこととした。

(3) 全労連会館・事務局での感染防止対策

全労連会館は、4月2日に開催した理事構成団体会議において、次のことを確認した。それは、①4月3日から12日までを「準閉館」とし、開館時間を8時30分から18時までとすること、②1階ロビーと会議室の利用は中止すること、③土日は完全閉館とすること、④非常事態宣言の発令があれば措置を継続することなどであった。4月7日に政府が緊急事態宣言を出したため、措置が継続された。

全労連会館は、緊急事態宣言が解除されたものの、感染防止対策を図るため、6月1日から再開した一般利用に当たっては、参加者の距離を保つために会議室の利用人数制限を実施した。

全労連事務局勤務者については、3月27日から事務局体制を縮小することとし、原則として自宅勤務を行うこととした。その際、条件のあるものについてはテレワークを行うなどとした。なお、緊急事態宣言の解除などを受け、6月1日からは事務局の勤務態勢を通常勤務に戻すこととしたが、時差出勤などの感染防止対策については継続することとした。

3 ポストコロナに向けて

(1) 感染拡大などで明らかとなった行政や医療などの脆弱性

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本社会における行政や医療・福祉・介護などの体制が脆弱であることを如実に示した。その原因は、政府が長年進めてきた「行政改革」により、国民のいのちとくらしを守る最前線の職場が縮小されてきたことにある。感染対策を担う保健所などは、大阪市では1カ所しかないなど集約されてきたため、感染症の拡大に十分な対応を図ることができなかった。

こうした行政は、保健師のように専門家として継続した育成が必要な職場でもあり、適正な配置について再検討を行う必要がある。また、持続化給付金の支給実務に関わっては、経済産業省が民間委託して行っていたが、再委託など多くの問題をはらんでおり、委託のあり方についても見直すことが求められる。

いずれにしても、新自由主義経済を軸にした「市場万能主義」の政策を転換させ、経済社会の土台となる行政の拡充が図られるようとりくむ必要がある。

(2) 政府が進める「新しい働き方」への対峙

政府は、「働き方改革」を進めているが、感染対策への対応としてテレワークの推進や兼業・副業の拡大などを推し進めている。緊急事態宣言により、テレワークが大幅に拡大したが、労働時間管理のあいまいさが問題となった。そのほかにも、自宅のテレワーク環境整備などのハード面にかかる負担問題や、通勤手当の問題など検討すべき課題が明らかとなってい

る。

テレワークの拡大は、労働者の概念を破壊しかねない危険性を秘めているが、一方で、都市部における通勤地獄からの解放など、労働者の職場環境改善につながる側面もある。さらに、賃金のあり方にも関わるなど、幅広い観点から検討をする必要がある。

9月19日に開催された第6回過労死防止学会では、川人博弁護士から「工場労働者を中心とした現行の労働基準法から、新しい労働者の概念に対応した労働基準法の創設」という呼びかけがなされていた。ポストコロナを考えるに際して、フリーランスの問題をはじめ、労働者の概念や労働時間管理など、IT時代をふまえた労働法のあり方について検討をする必要性が高まっていることを痛感する。

(3) 防災と環境保全に向けた取り組みの強化

感染症の感染拡大防止とともに、地球環境問題に対する対応の強化も必要となっている。気候変動など自然災害が多発している日本では、防災とともに減災や災害からの復旧・復興対策が欠かせない。

国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年までに持続可能でより良い世

界をめざす国際目標となっている。全労連も無関心ではいられない。SDGsは17の目標として、貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、水・衛生、エネルギー、経済成長と雇用、平和などを定めているが、いずれも労働者にとって重要な課題である。防災と環境保全に対するとりくみを強化していくことが求められているのではないだろうか。

これらのとりくみを提起するには、加盟組織の協力が欠かせない。ともすれば、労働組合のとりくみは防戦に終始しがちである。圧倒的な資金力などを持つ使用者、そして政府は、労働者の願いとは正反対の方向に制度を変えようとする。その前では無力感を覚えることもざらではない。しかし、各組織では、使用者当局や関係機関などに対し、要求書などを提出しており、決して防戦だけに終始しているわけではない。

最大の課題は、労働組合に組織される労働者の数が少ないということにつける。何よりも組織の強化・拡大が必要であり、特別な対策を進めている。社会的な評価は高まりつつあるが、労働組合が魅力的な組織であることを知らせ、さらなる拡大が図られるようとりくみたい。

（あきやま まさおみ・全労連事務局次長）